

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年7月26日(月)13時15分～14時20分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田安全審査官、佐久間安全審査
専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 燃料材料開発部 課長 他3名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年7月7日付けで申請のあった核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請(以下「本申請」という。)について、説明があった。

(2) 原子力規制庁からは、本申請に係る事実確認を行うとともに、保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表について、以下の点を伝えた。

○本申請の認可にあたっては、本申請が原子炉等規制法第57条第2項第1号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうかを確認する必要がある。本日の提出資料では、保安規定の変更箇所に対する使用変更許可との整合性について、説明がない状態にあり許可との整合性が確認できないので、整合性が確認できるよう記載を見直し、再度説明すること。

(3) 原子力機構から、本日の指摘を踏まえ、本申請と使用変更許可との整合性が確認できるように保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表を修正の上、再度説明する旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・ 大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について
- ・ 保安規定に規定すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)
- ・ 保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表(北地区・使用施設)

- ・ 保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表(北地区・使用施設)